

西 高 中 藤

調査報告書

私共は、株式会社シー・コミュニケーションの設立時取締役および設立時監査役に選任されたので、会社法第46条の規定に基づいて調査したところ、その結果は次のとおりであり、法令もしくは定款に違反し、または不当な事項は認められませんでした。

調査事項

1. 定款に定めた現物出資をする者の氏名は発起人西本 聰であり、当該財産及び価額並びにそのものに対して割り当てる設立時発行株式数は、次のとおりである。

(1) 商品名	パーソナルコンピュータ
メーカー名	SONY
型 名	VAIO PCG-GRS50/B
製造番号	****_**_***
この価格	18万円
(2) 商品名	プリンター
メーカー名	Canon
型 名	PIXUS850i
製造番号	**_**_*****
この価格	2万円

以上の価格の合計 金20万円

以上に対して割り当てる設立時発行株式 普通株式 4株

上記財産は、会社法第33条第10項第一号の規定に該当し、定款に定めた価格は相当であると認めることができる。

2. 設立時発行株式の総数は40株で、平成18年5月15日までに発起人全員がその全てを引き受け、出資の履行が完了した。

3. その他株式会社の設立手続が法令又は定款に違反している事実はない。

4 . 発起人が受けるべき特別の利益、会社成立後に譲り受けることを約した財産、発起人が受けるべき報酬、会社の負担に帰すべき設立費用等の定めはない。

平成18年5月15日

株式会社 シー・コミュニケーション

設立時取締役 西本 聰

西
(実印)

設立時取締役 高山 良宏

高
(実印)

設立時取締役 中島 美芳

中
(実印)

設立時監査役 藤原 裕久

藤
(実印)